

水俣市介護事業所の生産性向上普及促進事業委託仕様書

1 業務名

水俣市介護事業所の生産性向上普及促進事業委託（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

水俣市は、国が推進する「ケアプランデータ連携システム」の市内介護サービス事業所への導入が進んでいない状況を受け、熊本県のモデル地域として導入促進と運用支援に取り組むことを決定した。これにより、事業所が抱える課題を解決し業務負担を軽減するとともに、介護現場の生産性向上と業務環境改善を図る。また、システムを介護情報基盤に統合することを視野に、事業所が移行手続きや利用準備をスムーズに進められるよう支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月10日（水）までとする。

4 履行場所

本業務は、支援窓口を委託事業者の事業所内に設置する。委託事業者は市又は事業所より支援の依頼を受けて、該当の事業所を訪問し、業務を遂行するものとする。

5 業務内容

①介護サービス事業所向けの事前説明会及び研修会の企画及び実施

システムの全体的な説明、本事業の目的等を介護サービス事業所に共有し、システムの導入及び活用を促す機運を高める研修会を1回以上ハイブリッド形式で実施すること。対面の場合の会場は、市と協議の上決定すること。市役所会議室等を利用することも可とし、その場合は、市が用意する。

- ・実施期間：令和8年8月末～9月
- ・参加対象：約90事業所

②連携システムのための伴走支援

介護事業所に直接介入し、連携システム導入の完了まで支援を行うこと。
また、連携システム導入にあたっては、必要に応じて連携システムを活用した業務運用フローの見直し等も支援すること。

- ・介護事業所のパソコンやタブレットの連携システム対応状況確認
- ・介護報酬請求用の電子証明書インストール
- ・連携システムのインストール

- ・介護ソフト導入支援及び介護ソフト設定確認
- ・連携システムライセンス料支払（委託料範囲内で支出すること。）
- ・連携システムの使用方法の個別レクチャー
- ・介護情報基盤連携のための説明・助言

③ヒアリング及びタイムスタディ等の調査

連携システム導入前後における業務内容や所要時間等を比較検討すること。また、連携システム導入の阻害要因として、介護事業所における現場ルーティンの変更への抵抗感や利用方法がわからないなどの背景があることを踏まえて、利用促進に繋がる具体的かつ実務的な利活用方法を提案すること。

④業務報告書及び好事例集の作成

実施した業務について、その実施内容等を記載した業務報告書を作成すること。また、タイムスタディ等調査結果やシステム導入・活用したことによる好事例等をもとに、連携システム導入を促すための周知に活用できるわかりやすい事例集を作成すること。

⑤相談窓口の設置

【概要】

導入及び活用時に発生した疑問・質問に対応する窓口を設置し、電話に加え、メール、FAX、専用フォーム等、受付可能な手段を1つ以上備えること。加えて、当該システムの導入に消極的な事業所に対するアプローチを想定すること。

- ・実施期間：令和8年8月～令和9年2月上旬まで
- ・参加対象：本市に所在する介護サービス事業所

6 成果品

業務の実施状況や参加実績、効果等を整理した実施報告書を作成し、(1)を翌月10日まで、(2)を委託期間の末日までに提出すること。

なお、業務の実施にあたって必要な制作物等については、実施スケジュール等をふまえて、発注者と随時協議の上、期限を設定することとする。

(1) 毎月の業務報告書：電子データ

(2) 業務全体の実績報告書：紙媒体（1部）及び電子データ

8 その他留意事項

- ①本業務において作成する全ての資料及び電子データについて、第三者が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- ②業務の実施に当たっては、発注者と十分協議の上実施すること。
- ③実施に当たって、関係法令を遵守すること。また、業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- ④個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- ⑤業務の遂行に必要な資料・画像等は、原則として受託者において入手するものとし、それらに係る一切の費用（使用料等を含む。）は受託者の負担とする。ただし、発注者において提供可能な資料等がある場合は、必要に応じて随時貸与又は提供する。なお、貸与した資料の複製・複写の可否、返却等については発注者の指示に従うこと。
- ⑥予期しない自然災害等の発生により、業務の遂行に困難を生じた場合は、速やかに発注者と協議のうえ、柔軟な対応を図るものとする。
- ⑦受託者の責めに帰すべき事由において、市又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- ⑧市は問合せ対応の一次窓口とならないものとする。
（本業務における対象事業所への事務連絡、指導及び苦情等の対応は、すべて受託者が主体となって実施することとし、事業所に対する実務的な調整は受託者に一任するものとする。）
- ⑨この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議して対応すること。